

# 前回検討会（第3回熱中症対策推進検討会）等の 指定暑熱避難施設に関する概要

## 1. 前回検討会（第3回熱中症対策推進検討会）において賛同が得られた事項

- 今後の検討の進め方について（案）等(資料2-1、2-3等)について事務局から説明し、質疑応答・意見交換を行い、委員から下記の点について賛同が得られた。
  - ・ 第3回熱中症対策推進検討会において、検討の方向性を確認
  - ・ 6月以降開催のワーキンググループにおいて各論や詳細などを議論し、素案を作成
  - ・ その上で、次回以降の検討会において、素案の確認
  - ・ 熱中症対策推進検討会等のスケジュール
- 指定暑熱避難施設等に関する今後の検討の方向性について（案）（資料3-2 p1）について事務局から説明し、質疑応答・意見交換を行い、委員から下記の点について賛同が得られた。
  - ・ 施設の指定要件について

（詳細については、本資料参考にて抜粋参照）

## 2. 指定暑熱避難施設に関するスケジュール

- 前回検討会（第3回熱中症対策推進検討会）を踏まえ、  
下記のスケジュールにて議論（赤字部分）

回	時期	議題等
第1回	6月	<u>○省令で定める最低限の基準について</u>
第2回	7月	<u>○事例や詳細の取組について①</u> <u>○指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（案）中間とりまとめ</u> <u>○指定暑熱避難施設の運営に関する事例（案）中間とりまとめ</u>
—	9月	第4回熱中症対策推進検討会
第3回	10月	<u>○事例や詳細の取組について②</u>
第4回	11月	<u>○指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（案）とりまとめ</u> <u>○指定暑熱避難施設の運営に関する事例（案）とりまとめ</u>
—	12～1月	第5回熱中症対策推進検討会
令和6年度以降 (ワーキング・グループ 又は検討会)		—

# (参考) 第3回熱中症対策推進検討会で賛同が得られた事項① (進め方) (資料2-1より抜粋)

## 1. 背景

第2回熱中症対策推進検討会(令和5年2月17日開催)において、今後検討すべき事項として、

- 熱中症特別警戒情報については、名称、発表基準、地域性の考慮(地域毎の発表基準の細分化を含む。)、発表のタイミング、国民への伝え方(平時の準備、伝達経路を含む。)、予報の精度、政策評価の方法
- 指定暑熱避難施設関係については、施設条件(必要な冷房設備の機能を含む。)、運営時間、アクセシビリティ、管理体制、必要な人材、物品、避難者の把握、情報発信

が論点であることを確認した。

## 2. 法施行までに必要な成果物

- 熱中症特別警戒情報の運用に関する指針(国、地方公共団体向け)
- 指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き(地方公共団体向け)
- 指定暑熱避難施設の運営に関する手引き(施設管理者、地方公共団体向け)

## 3. 進め方

本日の検討会において、検討の方向性を確認。6月以降開催のワーキング・グループにおいて各論や詳細などを議論し、素案を作成。その上で、次回以降の検討会において、素案の確認をしてはどうか。

(参考) 第3回熱中症対策推進検討会で賛同が得られた事項②  
(今後の方向性) (資料3-2 p1より抜粋)

## 1. 施設の指定要件について

(施設条件 (必要な冷房設備の機能を含む。)、運営時間、アクセシビリティ、管理体制、必要な人材、物品等)

- 令和4年環境省アンケート結果によると、指定暑熱避難施設を設置している地方公共団体数は現在125 (回答数592自治体 (約2割)) であることから、地方公共団体の取組を一步でも後押しすることが重要。
- 国内や海外の事例を参考にした上で、ワーキンググループにおいて、自治体の負担も考え、官民間問わず、既に冷房等の設備が整っている施設の活用を幅広く認める方向で検討を進めてはどうか。

## 2. 避難が必要な熱中症弱者のアウトリーチ活動について

- 熱中症弱者に対するアウトリーチ活動 (所在の把握や見守り・声かけ等) は、改正気候変動適応法においては直接の対象としていないが、カナダにおける熱波の検証に際しては、熱中症弱者へのアウトリーチ活動の重要性が指摘されている。
- そのため、環境省モデル事業対象などの自治体の職員等が参加した上で、熱中症対策における有効なアウトリーチ活動について検証を行うのはどうか (本検討会及びワーキンググループとは別の場で検証) 。

(参考) 第1回熱中症対策推進検討会でおおむね賛同が得られた事項  
(導入方針) (資料3-2より抜粋)

- 海外の制度を参考に、我が国においても、指定暑熱避難施設（暑さを避けるため不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設）の仕組みを導入してはどうか。
- 指定暑熱避難施設は、住民に最も近い**市町村が指定**し、その開放は、**熱中症特別警戒情報と連動**させてはどうか。
- 指定暑熱避難施設は、公共施設に加え、民間施設も含められるようにすべきではないか。
- その他、指定暑熱避難施設の機能・要件や普及について、どのような事項が必要か。

<基本的な考え方>

指定主体	地方自治体（市町村）
特に利用が想定される方	熱中症にかかりやすい方（例：高齢者、乳幼児等）
指定が想定される施設	<b>既存の公共施設や民間施設の活用</b> を想定 例 公共施設：役所庁舎、公民館、福祉センター、図書館 等 民間施設：ショッピングセンターやモール 等
基本的設備	冷房設備等が利用できること
開放期間	熱中症特別警戒情報が発表されている間は必ず開放
開放日時	通常の営業時間 ※公共施設においては休日・休館日（民間施設にあつては合意に基づく時間）を含む。